

平成25年9月土佐清水市議会定例会会議録

第24日（平成25年9月26日 木曜日）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議事日程

日程第1 報告第13号「専決処分した事件の承認について（平成25年度土佐清水市一般会計補正予算（第3号）」の報告1件並びに議案44号「平成25年度土佐清水市一般会計補正予算（第4号）について」から議案第68号「工事請負契約の締結について」までの議案25件、計26件並びに今期定例会で付託した陳情の審査結果について

（委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第2 各委員会の閉会中の継続審査について

日程第3 議員派遣について

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 14人

現在員数 14人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 14人

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 矢野川 周 平 君 | 2番 | 森 一 美 君 |
| 3番 | 小 川 豊 治 君 | 4番 | 西 原 強 志 君 |
| 5番 | 永 野 裕 夫 君 | 6番 | 岡 林 喜 男 君 |
| 7番 | 永 野 修 君 | 8番 | 岡 崎 宣 男 君 |
| 9番 | 瀧 澤 満 君 | 10番 | 岡 林 守 正 君 |
| 11番 | 仲 田 強 君 | 12番 | 井 村 敏 雄 君 |
| 13番 | 橋 本 敏 男 君 | 14番 | 武 藤 清 君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

なし

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|---------|------|--------|
| 議会事務局長 | 岡崎 光正 君 | 局長補佐 | 東 博之 君 |
| 議事係長 | 池 正澄 君 | 主 事 | 坂本 壮 君 |
| 主 事 | 金子 亜由 君 | | |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

**出席要求による出席者**

|                              |         |                  |         |
|------------------------------|---------|------------------|---------|
| 市 長                          | 泥谷 光信 君 | 会計管理者<br>兼会計課長   | 黒原 一寿 君 |
| 税務課長兼<br>固定資産評価員             | 浦中 伸二 君 | 企画財政課長           | 山田 順行 君 |
| 総務課長                         | 山崎 俊二 君 | 消防次長             | 浅利 隆章 君 |
| 消防署長                         | 西田 和啓 君 | 健康推進課長           | 山下 毅 君  |
| 福祉事務所長                       | 二宮 真弓 君 | 市民課長             | 岡田 敦浩 君 |
| 環境課長兼<br>清掃管理事務所長            | 坂本 和也 君 | まちづくり対策課長        | 木下 司 君  |
| 産業振興課長                       | 磯脇 堂三 君 | 産業基盤課長           | 文野 喜文 君 |
| 水道課長                         | 田村 和彦 君 | じんけん課長           | 中山 直喜 君 |
| しおさい園長                       | 中島 東洋 君 | 収納推進課長           | 横山 周次 君 |
| 教育委員長                        | 福重百合架 君 | 教 育 長            | 弘田 浩三 君 |
| 学校教育課長                       | 山本 豊 君  | 生涯学習課長           | 山下 博道 君 |
| 教育センター所長<br>兼少年補導センター<br>所 長 | 武政 聖 君  | 選挙管理委員会<br>事務局 長 | 徳井 直之 君 |
| 監査委員事務局長                     | 中山 優 君  |                  |         |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（岡林守正君） 皆さん、おはようございます。定刻でございます。

ただ今から平成25年9月土佐清水市議会定例会第24日目の会議を開きます。

ただ今、市長から議案第68号「工事請負契約の締結についての議案」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議案第68号を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案第68号を議題といたします。

職員に議案の朗読をいたさせます。

(議案朗読)

○議長(岡林守正君) 議案の朗読は終わりました。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) ただ今、提案をいたしました議案第68号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、工事請負契約の締結についてであります。

土佐清水市太陽光発電施設整備工事の発注につきましては、市内業者の受注機会の確保、大規模工事の施工技術の拡大、強化、経験の増大と工事の適正かつ円滑な施工を図るため、土佐清水市建設工事共同企業体取扱要綱に基づきまして、共同企業体施工といたしました。

平成25年9月18日に指名競争入札を実施し、落札価格及び落札業者が決定いたしましたので、契約金額5億6,175万円で荒川・久百々・谷口特定建設工事共同企業体、代表者、高知市高埴6番19号、荒川電工株式会社、代表取締役、荒川浩一氏と工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上につきまして、よろしくご審議をいただき、適切なるご決定を賜りますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長(岡林守正君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

この際、各位にお願いいたします。

議案第68号「工事請負契約の締結について」は、所管の委員会に付託し、審査願うことになっておりますので、この点、十分お含みの上、質疑なされますよう、特にお願いいたします。

議案第68号について、質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第68号「工事請負契約の締結について」は、総務文教常任委員会に付託いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時05分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（岡林守正君） 休憩前に続いて会議を開きます。

日程第1、市長提出報告第13号「専決処分した事件の承認について（平成25年度土佐清水市一般会計補正予算（第3号）」の報告1件並びに議案44号「平成25年度土佐清水市一般会計補正予算（第4号）について」から議案第68号「工事請負契約の締結について」までの議案25件、計26件を一括議題といたします。

ただ今から、各委員会の審査結果について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 永野 修君。

（予算決算常任委員会委員長 永野 修君登壇）

○予算決算常任委員会委員長（永野 修君） 今期定例会で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告をいたします。

まず、予算案について報告いたします。

1、報告第13号「専決処分した事件の承認について（平成25年度土佐清水市一般会計補正予算（第3号）」

（1）歳入については、特に意見もなく了承いたしました。

（2）歳出中、3款1項2目 障害者福祉費（過疎地域等自立活性化推進交付金事業）について、委員から具体的な事業内容と専決処分した理由について説明を求めました。

執行部によりますと、過疎地域等自立活性化推進交付金事業は、下川口市民センターを拠点に、75歳以上の高齢者の方たちや障害者の方を対象とした配食サービスや地域の野菜等を活用し販売をするなど、地域女性グループなどとの協働による「地域支え合い」の新たな仕組みづくりを実施する事業である。

対象地区は、下川口地区で、現段階では食の援助を希望する対象者等は調査中であり、配食サービスの値段設定は調査後に検討するとのことでありました。

専決処分した理由については、通常であれば、県の補助金関係の事業は担当者とも協議しながら、当初予算に計上するが、この過疎地域等自立活性化推進交付金は、国直轄の事業で交付決定をいただけるかの判断がなかなかできない状態であったとのこと。

提案書は、今年3月に提出していたが、国会が長引き、7月26日ようやく交付決定をいただいた。この事業を進めるに当たり、すぐに調査アンケート等に取りかかる必要があったた

め、7月8日の産業厚生常任委員会で事前報告した上で、専決処分としたとのことであります。

これに対して、委員から、昨年もさんごハウスの事業500万円について予算計上していながら、交付決定がなされずに減額補正を行った経過がある。この補正予算についても、一旦議案として上程すべきで、1,000万円を超える事業を専決処分するという形は良いこととは思わない。

来年からは、通年議会となり、このような専決処分はなくなるが、今後もこういった事業については、議会の議決を得て事業実施をしていただくよう要請をいたしました。

2、議案第44号「平成25年度土佐清水市一般会計補正予算（第4号）について」

(1) 歳入については、特に意見もなく了承いたしました。

(2) 歳出中、6款1項1目13節 中小企業等経営力強化・改善支援事業の内容について説明を求めました。

執行部によりますと、この事業は緊急雇用事業により実施するもので、市内業者の経営力の強化を図るための経営支援、国・県等からの直接事業所への各種支援、補助制度の情報提供及び有効活用のための企画立案、また、消費者ニーズに沿った安定経営のための販路拡大、販売戦略の支援などを行う事業である。

委託先は、香南市の経営コンサルタントF・S木下で、これまでも高知県産業振興センターで活動し、市場調査などのノウハウを備え、首都圏や大阪、瀬戸内地方の百貨店などのつながりがあり、委託先として適正であると判断しているとのことであります。

委託期間は、10月から来年の9月末までの事業となるが、今回の補正は3月までの半年分で、平成26年度分は当初予算に計上することとしている。

対象業者は、意欲のある生産者を含めて、会社経営者全てを対象にしたいとのことであります。

委員からは、産業振興課にはいろいろな情報の蓄積はあると思うので、F・S木下と十分連携を取りながら、ぜひともこの事業を成功させるよう要請をいたしました。

その他、歳出については、特に意見もなく、了承いたしました。

3、議案第51号「平成25年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）について」

(1) 歳入については、特に意見もなく、了承いたしました。

(2) 歳出中、2款1項1目 こうち型地域還流再エネ事業について説明を求めました。

執行部によりますと、こうち型地域還流再エネ事業の出資割合は、市と県がそれぞれ3分の1以内で、民間企業が3分の1以上となっており、3者が会社を設立して太陽光発電施設の運

営を行うことになる。

今後の計画については、9月議会で予算が成立すれば、10月上旬に県と基本協定を締結し、その後に県がパートナー事業者をプロポーザル方式で公募、12月中旬に事業着手という流れになる。

9月議会に予算計上した理由は、四国電力との系統連系の確定までの作業が約3カ月くらいかかるほか、平成25年度の固定買取価格である税抜きで1キロワットアワー36円を確保するためには、12月議会では間に合わないためである。

設置場所については、8月26日の総務文教常任委員会では、下ノ加江中学校の校庭を第1候補としている旨報告したが、津波浸水域ということもあり、その後、県と環境課で協議した結果、宗呂小学校と足摺岬中学校の2カ所を第一候補とすることとしたとのことであります。

これに対して、委員から足摺岬中学校は公園区域内にあるため、環境省の理解が得られるかどうか、宗呂小学校と足摺岬中学校の2カ所に分散した場合の系統連系がスムーズに行えるのか、工事費等の額がふえるのではないかと、地区住民の理解が得られているかなどの意見が出されました。

執行部より、足摺岬中学校は、国立公園の2種特別区域であるが、公園管理事務所から特に問題はなく、手続には支障がないとの回答も得ており、系統連系についても既に事前相談依頼書を提出し、四国電力へ説明も行っている。

また、工事費は2カ所になっても大きくふえることはなく、地区住民の対応については、事前に区長に話をしたところ、おおむね了解をいただいているとのことであります。

委員からは、太陽光発電施設整備の技術習得が地元の業者にしっかり根づくような仕組みを築いていただきたいとの意見が出されました。

執行部からも、なるべく地元の業者が参入できるような形で進めていくとのことであり、了承いたしました。

4、議案第45号「平成25年度土佐清水市水道事業会計補正予算（第1号）について」

議案第46号「平成25年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」

議案第47号「平成25年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」

議案第48号「平成25年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第1号）について」

議案第49号「平成25年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第1号）について」

議案第50号「平成25年度土佐清水市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）に

ついて」

以上、6件につきましては、特に意見もなく、了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました予算案について、承認、可決いたしました。

次に、議案第52号「平成24年度土佐清水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」から議案第59号「平成24年度土佐清水市水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算について報告いたします。

審査は、平成24年度歳入歳出決算資料を基本資料として、9月18日、19日、20日の3日間、市長、企画財政課長、教育長、会計管理者、各関係課長などの出席を求めて、質疑並びに意見を述べ、これに対する執行部の説明を求める方法で行いました。

一般会計については、一般会計の総額、歳入決算額125億2,032万6,966円、歳出決算額123億6,471万6,197円、歳入歳出差引残額1億5,561万769円、翌年度に繰り越すべき財源2,305万5,966円を控除後の実質収支額は1億3,255万4,803円の黒字決算となっております。

それでは、審査におきまして、指摘や要請などをいたしました主な事項について申し上げます。

1、議案第53号「平成24年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算の認定について」

(1) 歳入中、19款4項1目1節 雑入のうち生活保護費返還金について、委員から例年と比べ、返還金の額が多いが、その要因について説明を求めました。

執行部によりますと、国・県の指導監査により、あらゆるケースを見落とさないように精査を行いながら取り組んだ結果、保険の解約金や年金受給の遡及適用、資産の売却、介護扶助費の戻り等の収入について、生活保護法第63条及び第78条に基づき返還していただいたとのことであります。

これに対して、委員から生活保護受給者の生活状態を把握しながら、今後も適正な事務処理を心がけるよう要請をいたしました。

なお、3日間の決算審査を通じて、各委員から市税をはじめ、教員住宅使用料、市営住宅使用料等の滞納額について、毎年のように指摘をしてきた経過があるが、依然として改善されていない。収入未済額の回収に向け、滞納者一人一人の実態把握に努めるべきだとの意見が出されました。

これに対して、執行部から市債権管理条例等に基づき私債権、公債権の適正な事務処理に努めていくとのことであり、了承いたしました。

その他、歳入については、特に意見もなく、了承いたしました。

(2) 歳出中、3款1項3目19節 シルバー人材センター補助金に関連して、シルバー人材

センターについては、執行部も苦勞しながら、何年もかかって組織ができあがった経過があるが、残念なことに最近では、会員数の減少や活発な活動がなされていない状況等について説明を求めました。

執行部の説明によりますと、シルバー人材センターは、高齢者の就労機会や生きがい対策として、今後も事業を推進していく必要があり、会員数、受注件数の減少原因や運営内容について、理事長、事務局長とも連絡を取って、十分な協議を行いながら対応していきたいとのことでありました。

委員から、団塊の世代が定年になっているが、市民のためにその人たちの経験を生かしながら活動していただくためにも、シルバー人材センターの補助金は非常に大切であり、今後もより一層推進していただくよう要請いたしました。

同じく、3款1項8目8節 災害時要援護者避難支援連絡協議会委員報償金及び18節 福祉避難所備品等について内容説明を求めました。

執行部によりますと、平成24年10月に連絡協議会を立ち上げ、先進地視察も行い、福祉避難所の運営や要援護者の避難のあり方、支援方法等について協議を行った。10月末には、市内4カ所（あんきな家共生サービスホーム、ケアハウスひだまり、障害者支援施設太陽の家、特別養護老人ホームしおさい）を福祉避難所として指定及び協定を行い、福祉避難所に常備するための折り畳みベッド、ポータブルトイレ等について利用人員80人として、資機材を購入したとのことでありました。

委員からは、4カ所の福祉避難所の指定等ができたということは、本当にありがたいが、市内の要援護者の数からすれば、もっとふやすべきであるとの意見が出されました。

これに対して、執行部からは、現在の要援護者の数は、1,393人であるが、必ずしもこの全員が福祉避難所で生活しなければならないということではない。災害時の避難場所については、総務課で見直しをしており、今後、小学校や中学校の体育館の一部が福祉避難所として指定できないかといったことについても、協議検討していきたいとのことでありました。

委員から福祉避難所だけではなく、南海トラフ巨大地震に対する避難所の確保は、喫緊の課題であり、関係各課が連携して取り組むよう要請いたしました。

これに対して、執行部から、今後は、危機管理課が中心になって、災害時における在宅福祉のあり方、介護のあり方等、トータル的に検討していくとのことであり、了承いたしました。

同じく、9款4項1目13節 委託料のうち、放課後児童健全育成事業について、契約形態の説明を求めました。

説明によりますと、学童保育については、保護者の皆さんが任意の団体をつくって、その代表者との委託契約により運営をしているとのこと。

これに対して、委員からこの事業をより充実させるためには、任意の団体ではなく、法人格を持った団体に育つように指導も行いながら、進めていくべきではないかとの意見が出されました。

執行部からは、今後、研究を進め、法人化に向けて検討していくとのことであり、了承いたしました。

その他の歳出については、特に意見もなく、了承をいたしました。

2、議案第54号「平成24年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議案第55号「平成24年度土佐清水市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議案第56号「平成24年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議案第57号「平成24年度土佐清水市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議案第58号「平成24年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

議案第59号「平成24年度土佐清水市水道事業会計歳入歳出決算の認定について」

以上、6件につきましては、特に意見もなく、了承をいたしました。

以上のような意見を付して、当委員会といたしましては、議案第52号「平成24年度土佐清水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」から議案第59号「平成24年度土佐清水市水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算につきましては、全員一致により可決、認定することに決しました。

なお、決算審査を通じまして、次年度の予算に反映するよう意見があった事項や各委員から指摘のあった事項などについては、今後の予算編成・予算執行においても十分留意されるよう、要請をいたしました。

以上でございます。

○議長（岡林守正君） 総務文教常任委員会委員長 橋本敏男君。

（総務文教常任委員会委員長 橋本敏男君登壇）

○総務文教常任委員会委員長（橋本敏男君） 今期定例会で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告をいたします。

1、議案第60号「土佐清水市債権管理条例の制定について」

執行部によりますと、平成25年4月に収納推進課が設置され、債権管理をしていく中で、公債権においても強制徴収できる債権とできない債権があるほか、市債権についても包括的に

管理をするための条例案であるとのことであります。

委員会から滞納案件について時効完成を待たずに債権放棄できるのかとの質問に対し、滞納者の現状に応じて時効完成を待たずに債権放棄ができることも明文化した条例であるとのことであります。

また、委員から第9条第3項中、「訴訟手続の履行」について支払督促等の手続を行うなど、徴収の精度を高めるべきではないかとの質問が出されたのに対し、支払督促を行うということは、当然ながら債務者からの異議の申し立てを想定しなくてはならず、もしそうなれば、債権を放棄するか、訴訟するかということになるので、弁護士費用など、費用対効果も考えた上で判断していくとのことであります。

さらに、委員から滞納者の実態把握も行う必要があるのではないかとの意見も出され、執行部からは、今後はこの条例に基づいて、規則や債権管理マニュアルに沿って、きちんと事務処理を行っていくとのことであり、了承いたしました。

2、議案第64号「土佐清水市課設置条例の一部を改正する条例の制定について」は、特に意見もなく、了承いたしました。

3、議案第65号「財産の取得の追認議決を求めることについて」

議案第66号「財産の取得の追認議決を求めることについて」

議案第67号「財産の取得の追認議決を求めることについて」

以上3件について、委員から本市の場合、議会の議決を必要とすると事項に関して、財産に関する条例と契約に関する条例が分かれている。こういった条例を一つにまとめて制定をすれば、今回のような失念によるミスも今後は防げるのではないかとの提言がありました。

これに対し、執行部からは、今後、他市町村の例も参考にし、その旨、検討していくとのことであり、了承いたしました。

続きまして、本日付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告をいたします。

1、議案第68号「工事請負契約の締結について」

委員から、旧土佐清水市清掃センターの解体工事はいつ入札するのかとの意見が出されました。

執行部によりますと、旧土佐清水市清掃センターの解体工事、ここちょっと済みません。ミस्पリーで大手5社というのが入っておりますけど、これはカットしていただきたいと思います。

募集を行ったが、仕様書に解体工事の経験があるものという条件を付して募集をしていたため、全ての業者が辞退してしまった。

次回は、条件を緩和して、再度、共同企業体での入札を行うとのことであります。

また、委員から、20年間の出力保証やパネル及びパワーコンディショナーの経年劣化、アフターケアについて落札業者との協議も含め、きちんとした契約となっているかとの質問に対し、執行部より出力保証等については、20年の保証がある。

パネル等についても日本製で、シャープ、東芝、三菱、パナソニックのうちのいずれかのものを使用することを指定しており、どのメーカーであっても出力保証が行われるとのことであります。

現段階では、仮契約の段階であり、本契約となると当然、「必要に応じて、甲乙協議の上定める」という事項は入ってくるとのことであります。

委員から、全てを業者任せにするのではなく、お互いに協議をしながら、効率よく進めていくよう要請し、採決の結果、全会一致により可決いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、原案のとおり可決決定いたしました。よろしく申し上げます。

○議長（岡林守正君） 産業厚生常任委員会委員長 武藤 清君。

（産業厚生常任委員会委員長 武藤 清君登壇）

○産業厚生常任委員会委員長（武藤 清君） 今期定例会で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告をいたします。

1、議案第61号「土佐清水市子ども・子育て支援会議条例の制定について」説明を求めました。

執行部によりますと、平成27年度から子ども・子育て支援制度を本格施行するに当たり、市は地域のニーズに基づき、子ども・子育て支援事業計画を策定し、一元的に給付や各事業を実施することとなっている。このため、関連施策について総合的に審議する支援会議の設置に関する条例の整備を行うものであるとのことであります。

委員から、本市は待機児童が多くいるわけではなく、全国的な流れとは違うため、事業計画策定については、独自性を持つべき。また、市内それぞれの地域で実情が異なるため、支援会議の委員の選任に当たっては、いろいろな意見を集約するためにも、幅広い人材を選任し、本市にとって一番よい事業計画をつくっていただきたいとの意見が出されました。

これに対し、今年度にニーズ調査を実施し、保育事業としてどういったものが足りないのかなどの課題について聞き取りを行った上で、来年9月までには事業計画を策定したいとのことであり、了承いたしました。

2、議案第62号「土佐清水市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第63号「土佐清水市営住宅駐車場管理条例の一部を改正する条例の制定について」

以上2件につきましては、特に意見もなく、了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

続きまして、今期定例会で付託されました陳情の審査の概要と結果についてご報告いたします。

陳情第2号「第一号墓園への車歩道造成についての陳情」につきましては、清水第一号墓園の最上部付近に墓碑を持つ市民より、墓参りに際し、登りの傾斜がきつく、難儀している状況であり、これを軽減するために、隣接する区画整理事業区域内の墓地とを結ぶ道の整備についてお願いしたいとする陳情であります。

執行部によりますと、区画整理事業区域内の墓地へ通ずる区画2号線の整備が平成27年度に完成予定であり、これにあわせて、今回の道の整備及び墓地内の水道の整備についても実施したいとのことであり、本件につきましては、採決の結果、全会一致で採択といたしました。

以上です。

○議長（岡林守正君） 以上で、各委員会の審査結果の報告は終わりました。

ただ今から、委員長報告に対する質疑に入ります。

予算決算常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） 質疑なしと認めます。

以上で、予算決算常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

予算決算常任委員会委員長は、自席にお戻り願います。

次に、総務文教常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） 質疑なしと認めます。

以上で、総務文教常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

総務文教常任委員会委員長は、自席にお戻り願います。

次に、産業厚生常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、今期定例会で付託した陳情の審査結果についても、あわせてお願いいたします。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) 質疑なしと認めます。

以上で、産業厚生常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

産業厚生常任委員会委員長は、自席にお戻り願います。

以上で、委員長報告に対する質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午後 1時29分 休 憩

午後 3時00分 再 開

○議長(岡林守正君) 休憩前に続いて会議を開きます。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決に入ります。

報告第13号「専決処分した事件の承認について(平成25年度土佐清水市一般会計補正予算(第3号))」を採決いたします。

報告第13号「専決処分した事件の承認について(平成25年度土佐清水市一般会計補正予算(第3号))」に対する委員長の報告は、承認であります。

報告第13号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、報告第13号は、承認されました。

次に、議案第44号「平成25年度土佐清水市一般会計補正予算(第4号)について」を採決いたします。

議案第44号「平成25年度土佐清水市一般会計補正予算(第4号)について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第44号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号「平成25年度土佐清水市水道事業会計補正予算（第1号）について」を採決いたします。

議案第45号「平成25年度土佐清水市水道事業会計補正予算（第1号）について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第45号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号「平成25年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を採決いたします。

議案第46号「平成25年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第46号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号「平成25年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」を採決いたします。

議案第47号「平成25年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第47号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号「平成25年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第1号）について」を採決いたします。

議案第48号「平成25年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第1号）について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第48号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号「平成25年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第1号）について」を採決いたします。

議案第49号「平成25年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第1号）について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第49号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号「平成25年度土佐清水市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について」を採決いたします。

議案第50号「平成25年度土佐清水市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第50号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号「平成25年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）について」を採決いたします。

議案第51号「平成25年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第51号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号「平成24年度土佐清水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」を採決いたします。

議案第52号「平成24年度土佐清水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第52号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号「平成24年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

議案第53号「平成24年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算の認定について」に対する委員長の報告は、認定であります。

議案第53号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第53号は、認定されました。

次に、議案第54号「平成24年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

議案第54号「平成24年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」に対する委員長の報告は、認定であります。

議案第54号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第54号は、認定されました。

次に、議案第55号「平成24年度土佐清水市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

議案第55号「平成24年度土佐清水市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」に対する委員長の報告は、認定であります。

議案第55号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第55号は、認定されました。

次に、議案第56号「平成24年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

議案第56号「平成24年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」に対する委員長の報告は、認定であります。

議案第56号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第56号は、認定されました。

次に、議案第57号「平成24年度土佐清水市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

議案第57号「平成24年度土佐清水市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」に対する委員長の報告は、認定であります。

議案第57号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第57号は、認定されました。

次に、議案第58号「平成24年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

議案第58号「平成24年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」に対する委員長の報告は、認定であります。

議案第58号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第58号は、認定されました。

次に、議案第59号「平成24年度土佐清水市水道事業会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

議案第59号「平成24年度土佐清水市水道事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する委員長の報告は、認定であります。

議案第59号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第59号は、認定されました。

次に、議案第60号「土佐清水市債権管理条例の制定について」を採決いたします。

議案第60号「土佐清水市債権管理条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第60号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号「土佐清水市子ども・子育て支援会議条例の制定について」を採決いた

します。

議案第61号「土佐清水市子ども・子育て支援会議条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第61号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号「土佐清水市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第62号「土佐清水市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第62号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号「土佐清水市営住宅駐車場管理条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第63号「土佐清水市営住宅駐車場管理条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第63号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号「土佐清水市課設置条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第64号「土佐清水市課設置条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第64号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号「財産の取得の追認議決を求めることについて」を採決いたします。

議案第65号「財産の取得の追認議決を求めることについて」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第65号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号「財産の取得の追認議決を求めることについて」を採決いたします。

議案第66号「財産の取得の追認議決を求めることについて」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第66号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号「財産の取得の追認議決を求めることについて」を採決いたします。

議案第67号「財産の取得の追認議決を求めることについて」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第67号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号「工事請負契約の締結について」を採決いたします。

議案第68号「工事請負契約の締結について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第68号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

次に、今期定例会で付託した陳情の審査結果について採決いたします。

陳情第2号「第一号墓園への車歩道造成についての陳情」の審査結果について採決いたします。

陳情第2号「第一号墓園への車歩道造成についての陳情」に対する産業厚生常任委員会委員長の報告は、採択であります。

陳情第2号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、陳情第2号は、採択と決しました。

ただ今、市長から諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、諮問第2号を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) ご異議なしと認めます。

よって、諮問第2号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

諮問第2号を議題といたします。

職員に議案の朗読をいたさせます。

(議案朗読)

○議長(岡林守正君) 朗読は終わりました。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) ただ今、ご提案いたしました諮問第2号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

人権擁護委員として、基本的人権を擁護するため、侵犯の防止及び適切なる措置並びに指導等にご尽力を賜っております宮崎昭好氏が、本年12月31日をもって任期満了となります。

宮崎氏は、平成23年1月より同委員として献身的に活躍され、ご尽力を賜っておりまして、人格、識見とも適任者と考えており、引き続き候補者として推薦いたしたいと思えます。

なお、人権擁護委員は議会のご意見を賜り、候補者として法務大臣に推薦することとなっておりますので、議会にお諮りするものです。

どうかよろしくご答申を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(岡林守正君) 提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

本件は、人事案件でもありますので、質疑及び委員会付託並びに討論を省略し、採決いたし

たいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) ご異議なしと認めます。

よって、質疑及び委員会付託並びに討論を省略し、採決することに決しました。

直ちに採決いたします。

諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」同意の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、諮問第2号は同意されました。

ただ今、市長から同意案第3号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」の議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、同意案第3号を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) ご異議なしと認めます。

よって、同意案第3号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

同意案第3号を議題といたします。

職員に議案の朗読をいたさせます。

(議案朗読)

○議長(岡林守正君) 朗読は終わりました。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) ただ今、ご提案いたしました同意案第3号の固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

平成24年5月31日から固定資産評価審査委員会委員としてご尽力を賜っております川渕洋明氏が本年12月16日をもって任期満了となります。この間における同氏のご労苦とご努力に対しまして、心から敬意を表するとともに、感謝申し上げる次第であります。

つきましては、川渕洋明氏を引き続き同委員として選任いたしたいと考え、ご同意をお願い

するものであります。

どうかご同意いただきますようお願いを申し上げまして、提案理由といたします。

○議長（岡林守正君） 提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

本件は、人事案件でもありますので、質疑及び委員会付託並びに討論を省略し、採決いたしたいと思えます。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） ご異議なしと認めます。

よって、質疑及び委員会付託並びに討論を省略し、採決することに決しました。

直ちに採決いたします。

同意案第3号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」同意の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、同意案第3号は同意されました。

ただ今、市議会議案第7号「地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について」の議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第7号を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第7号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

市議会議案第7号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

13番、橋本敏男君。

（13番 橋本敏男君登壇）

○13番（橋本敏男君） 案文を朗読をいたしまして、提案理由に代えさせていただきたいと思えますので、よろしくお願いをいたします。

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。

こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、

地方税財源の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く求める。

1. 地方交付税の増額による一般財源総額の確保について

- (1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を、地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。
- (2) 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。
- (3) 財源不足額については、臨時財政対策費の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引き上げにより対応すること。
- (4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。
- (5) 地方公務員給与の引き下げを前提として、平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避けること。

2. 地方税源の充実確保等について

- (1) 地方の担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「5：5」とすること。

その際、地方消費税の充実など、税源の偏差性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

- (2) 個人住民税は、その充実確保を図るとともに、「地域社会の会費」という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。
- (3) 固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。

特に、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること。

- (4) 法人住民税は、均等割の税率を引き上げること。
- (5) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め、現行制度を堅持すること。
- (6) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (7) 地球温暖化対策において、地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。よろしく願いをいたします。

○議長（岡林守正君） 以上で、提案理由説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

市議会議案第7号について質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

市議会議案第7号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第7号については委員会付託を省略することに決しました。

市議会議案第7号の委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決いたします。

市議会議案第7号「地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について」を採決いたします。

市議会議案第7号「地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について」原案に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、市議会議案第7号は原案のとおり可決されました。

ただ今、市議会議案第8号「来年4月からの消費税率引き上げを中止することを求める意見書の提出について」の議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第8号を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第8号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

市議会議案第8号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

6番、岡林喜男君。

(6番 岡林喜男君登壇)

○6番(岡林喜男君) 案文を朗読いたしまして、提案理由とさせていただきます。

来年4月からの消費税引き上げを中止することを求める意見書(案)

2014年4月8%、2015年10月10%という消費税率引き上げの計画が進んでいる。しかし、以下の理由で今の時期の消費税率引き上げは行ってはならない。

現下の経済状況は、株価の上昇や円安により一部の高額所得者や輸出大企業には利益をもたらしているが、多くの国民にとっては、物価高、原料費の高騰などでますます生活が圧迫される状態となっている。さらに、年金受給額が減り、医療や介護の負担が増大している。このもとの消費税増税は、個人消費をますます冷え込ませ、デフレ不況克服という課題を遅らせることになりかねない。

また、高知県は「産業振興計画」の実施により経済活性化の必死の努力が続けられている。中小零細企業、低所得者層が全国的にも多い高知県経済にとって、消費税増税は決して効果があるものとはならず、「産業振興計画」の遂行を妨げるものにもなりかねない。

6月県議会でも「税率引き上げは日本経済に冷や水を浴びせ、消費の冷え込み及び税収減に至る」という決議が採択され、内閣の中枢からも増税への懸念の声があがっている。

消費税法附則18条3項では、経済状況によっては「施行の停止を含め所要の措置を講ずる」と増税中止を選択することも可能と明記されている。法の解釈どおり「施行の停止」を実施することを求める。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(岡林守正君) 以上で、提案理由説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

市議会議案第8号について質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

市議会議案第8号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第8号については委員会付託を省略することに決しました。

市議会議案第8号の委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決に入ります。

市議会議案第8号「来年4月からの消費税率引き上げを中止することを求める意見書の提出について」を採決いたします。

市議会議案第8号「来年4月からの消費税率引き上げを中止することを求める意見書の提出について」原案に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立多数であります。

よって、市議会議案第8号は原案のとおり可決されました。

ただ今、市議会議案第9号「南海トラフ巨大地震を想定した日米共同統合防災訓練にオスプレイを参加させないことを求める意見書の提出について」の議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第9号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第9号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

市議会議案第9号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

14番、武藤 清君。

(14番 武藤 清君登壇)

○14番(武藤 清君) 案文を朗読をいたしまして、提案理由の説明といたします。

南海トラフ巨大地震を想定した自衛隊と米軍の日米共同統合防災訓練が10月下旬に高知県内で実施されることが明らかになった。

これまでの大規模災害の救援・復旧活動に自衛隊が大きな役割を果たしていることは周知の事実であり、災害復旧に向けた訓練は重要と考える。

特に、2001年9月6日早朝発生の高知県西南豪雨災害において、発生直後からの自衛隊の精力的な救助活動に対しては、被災者のみならず高知県西南地域全体が等しく感謝し評価するところである。

しかしながら、同訓練は、安全性が懸念されるオスプレイの参加が予想される場所であり、このことは、航空法第11条に定められた「有効な耐空証明」を満たしておらず、国内法のもとで実施される災害復旧に向けた訓練になじまない航空機との指摘もあるところである。

オスプレイについては、開発段階から事故が多発しているため、沖縄県では、県を挙げてのオスプレイ配備の反対運動が行われており、高知県においても市長会において、オスプレイの国内への配備・運用と低空飛行訓練廃止を国に強く求める要望を2012年10月に決定したほか、県内20市町村議会でも同様の意見書が採択されるなど、安全性に対し、強い懸念が示されている機体である。

また、海外において、昨年の4月と6月には墜落事故により死傷者を出すとともに、今年になって6月、8月に「ランクA」の重大事故を起こしている。

さらには、オスプレイは強い下降気流と高温の排気により、がれきの飛散や炎上の危険があり、災害救助には向かないとの指摘もあるところである。

こうしたさまざまな状況を考えるとき、防災訓練へのオスプレイの参加は、到底、住民の納得・理解を得られるものではない。

よって、国においては、安全性に懸念のあるオスプレイの防災訓練への参加を認めないよう要請するところである。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（岡林守正君） 以上で、提案理由説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

市議会議案第9号について質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

市議会議案第9号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたします。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第9号については委員会付託を省略することに決しました。

市議会議案第9号の委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決いたします。

市議会議案第9号「南海トラフ巨大地震を想定した日米共同統合防災訓練にオスプレイを参加させないことを求める意見書の提出について」を採決いたします。

市議会議案第9号「南海トラフ巨大地震を想定した日米共同統合防災訓練にオスプレイを参加させないことを求める意見書の提出について」原案に賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立多数であります。

よって、市議会議案第9号は原案のとおり可決されました。

ただ今、市議会議案第10号「土佐清水市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」の議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第10号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第10号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

市議会議案第10号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、仲田 強君。

（議会運営委員会委員長 仲田 強君登壇）

○議会運営委員会委員長（仲田 強君） 市議会議案第10号「土佐清水市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由についてご説明いたします。

先ほど、市長提案の土佐清水市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてが可決されたところであり、このことにより、総務文教常任委員会の所管に一部変更が生じますので、

その旨、一部改正するものであります。

改正内容としましては、総務文教常任委員会の所管に危機管理課を追加するものであります。

○議長（岡林守正君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

市議会議案第10号について質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

市議会議案第10号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第10号については委員会付託を省略することに決しました。

市議会議案第10号の委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決いたします。

市議会議案第10号「土佐清水市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

市議会議案第10号「土佐清水市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」原案に賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、市議会議案第10号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

午後 3時44分 休 憩

午後 4時43分 再 開

○議長（岡林守正君） 休憩前に続いて会議を開きます。

ただ今、市長から同意案第4号「副市長の選任について」の議案が提出されました。
お諮りいたします。

この際、同意案第4号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。
これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) ご異議なしと認めます。

よって、同意案第4号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

同意案第4号を議題といたします。

職員に議案の朗読をいたさせます。

(議案朗読)

○議長(岡林守正君) 朗読は終わりました。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) ただ今、ご提案いたしました同意案第4号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成21年7月16日より副市長としてご尽力を賜りました吉村博文氏が、6月21日に一身上の都合により、退任をされました。

この間、同氏の市政発展に尽力された功績は、まことに大きく、そのご苦勞とご努力に対しまして、心から敬意と感謝を申し上げます。

つきましては、副市長に山田順行氏を選任したいと考え、ご提案申し上げる次第であります。

山田氏は、昭和48年、市職員として採用以来、観光課長、企画広報室長を歴任し、平成24年4月より企画財政課長として職務に当たられています。

同氏の豊富な行政経験、人格、識見から本市副市長に最適任と考え、ご提案申し上げる次第であります。

ご承知のとおり、市長に就任して3カ月半が経過しましたが、この間、副市長の不在の中で、1日も休むことなく、全力で職務を遂行してまいりました。

このことについては、今議会でもご答弁をさせていただきましたが、山田企画財政課長を中心として、庁内的には在職年数別職員との勉強会、担当課との課題別協議を通して、職員のやる気を喚起し、また、対外的には知事や県庁幹部と連絡を密にする中で、土佐清水市の課題の共有と年内からの人事交流による連携など、これまでもない信頼関係が構築されようとしております。

さらには、財源の確保や道路の整備、喫緊の課題である防災対策に重点を置き、総務省、国土交通省、内閣府をはじめ、国の関係省庁への要望活動を精力的に行う環境を整えていただいております。

一方で、この土佐清水市を取り巻く状況については、皆さん十二分に認識をされていると思います。人口が減り続けているこの土佐清水市の現状に、皆さんも強い危機感を持っておられるはずです。

また、今年度をもって7人もの主力な管理職が退職する中で、これから過疎化・少子高齢化対策、基幹産業の振興策など、スピード感をもって政策を推進するために、副市長の必要性については、皆さんも十分理解をされていると思います。私はその上で、熟慮、熟慮に熟慮を重ねた結果、今回の提案でございます。山田氏につきましては、先ほど申しましたとおり、庁内的にも庁外的にも誰が見ても最適任と考えており、その広い人脈から国・県とのパイプ、とりわけ尾崎知事をはじめ、幹部の皆さん方も山田氏の手腕については、大きな評価をしているところでありますし、この結果を注目もしているところでございます。

しかし、残念なことに、今回の副市長人事に当たっては、私が市長であるがために、山田氏の人間性を否定するようなデマや中傷が流され、このことは看過できることではありませんが、議員の皆さんをはじめ、傍聴に来ている市民の皆さんにも、またさらにはネット中継を go らんになっている市民の皆さんにもお訴えをさせていただきます。

みずから、退路を断って、市政の発展のために挑戦をしようとする人間をとめる権利が誰にあるのでしょうか。これまで40年間という長きにわたり、市民のために努力をしてきた人間を否定する権利が誰にあるのですか。

皆さんにも胸に秘めた夢があるなら、その夢を追い求める権利があるなら、ぜひ、山田氏の能力と心意気を尊重してください。

そして、この際、立場の違いや考え方の違い、損や得、好きや嫌いといった感情的なことは抜きにして、市民のために力を合わせ、この土佐清水市の市政発展のために、どうかご賛同を賜りますことを心よりお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（岡林守正君） 提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

本件は、人事案件でもありますので、質疑及び委員会付託並びに討論を省略し、採決いたしたいと思ひます。

これにご異議の方はございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） ご異議なしと認めます。

よって、質疑及び委員会付託並びに討論を省略し、採決することに決しました。

直ちに採決いたします。

同意案第4号「副市長の選任について」同意の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立少数であります。

よって、同意案第4号、副市長の選任についての同意を求める件は、これを同意することは否決と決しました。

日程第2、各委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、産業厚生常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長から、会議規則第111条の規定により、それぞれお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査、調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

本日の会議は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

日程第3、「議員派遣について」を議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び土佐清水市議会会議規則第167条の規定に基づき、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員名等の諸手続について、議長にご一任を願いたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の議員派遣については、必要に応じ議長に一任することに決しました。

以上をもちまして、今期定例会の全日程を終了いたしました。

この際、執行部の挨拶を許します。

市長。

（市長 泥谷光信君登壇）

○市長（泥谷光信君） 閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

今議会は9月3日開会以来、本日まで24日間の長期にわたる会期でありましたが、提出した議案につき、それぞれご決定を賜り、まことにありがとうございました。

一般質問や決算審査などにおけるご提言は、今後の行政執行の中で生かしていく所存であります。

特に、今議会で議決をいただきました危機管理課につきましては、12月からスピード感を持って、来年度、予算編成をはじめ、防災・減災対策に取り組んでいく決意であります。

また、公共交通につきましては、市民の皆様のご協力により、アンケート調査を行い、その結果をもとに新たな公共交通システムを検討し、10月1日からは土佐清水市デマンド交通おでかけ号のテスト運行、実証運行を開始いたします。この実証運行の中で、新たなニーズも出てくることも予想されますので、出された意見については、真摯に受けとめ、よりよいものにしていく所存でありますので、ご協力をお願いいたします。

さらに、10月下旬には、四国市長会議、ねんりんピックよさこい高知2013交流大会のゲートボール競技が本市で開催、12月初旬には、恒例の産業祭も開催されるなど、秋に入り、行事がめじろ押しであります。議会、執行部、そして市民が一体となって市政の活性化に最大限の努力を払わなければならないと思っております。

残念ながら、副市長不在という厳しい状況が続きますが、1日も市政を停滞させることなく、一生懸命頑張っていくことを決意をいたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（岡林守正君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、9月3日開会以来、本日まで24日間にわたり、提案されました多くの議案について、終始熱心にご審議いただき、本日のその全議案を終了し、無事閉会の運びとなりました。

執行部におかれましては、今期定例会において成立いたしました諸議案の執行に当たりましては、各常任委員会で出されました各議員の意見を十分尊重しつつ、市政各般における向上を期し、さらに一層の熱意と努力をあらわれるよう希望するものであります。

終わりに、今会期中に賜りました議員・執行部関係各位のご努力に対し、重ねてお礼を申し上げます。閉会の挨拶といたします。

これを持ちまして、平成25年9月土佐清水市議会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。（拍手）

午後 4時59分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

土佐清水市議会 議長

副議長

署名議員

署名議員